

公 示

農委告示 13 号

下記農地は農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同条第 2 項の規定に基づき公示する。

令和 7 年 12 月 19 日

酒田市農業委員会会長 齋藤 均



記

1 農地の所在等

所在・地番 (酒田市)	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利 の種類	農地法第 32 条 又は第 33 条の 該当条項等	農地の所有者等の 情報
広野字尾形 84	田	1,901	所有権	第 33 条第 1 項	富樫 友弥 平成 13 年 9 月 13 日死亡
広野字尾形 85	田	1,318			
広野字尾形 86	田	2,687	所有権	第 33 条第 1 項	富樫 梅子 平成 15 年 8 月 11 日死亡
広野字尾形 88	田	1,314			
広岡新田字大水門下 433	田	261	所有権	第 33 条第 1 項	久保 幸吉 平成 28 年 7 月 5 日死亡
広岡新田字大水門下 434	田	1,044			
新青渡字広面田 1	田	555	所有権	第 33 条第 1 項	土門 邦夫 令和 2 年 6 月 21 日 死亡
新青渡字広面田 19	田	62			
新青渡字広面田 20	田	112			
新青渡字広面田 176-1	田	4,230			
新青渡字広面田 176-2	田	232			
桜林字惣田 250	田	1,261	所有権	第 33 条第 1 項	佐藤 純一 令和 4 年 6 月 15 日 死亡
桜林字惣田 251	田	2,351			
桜林字惣田 252	田	2,281			
桜林字惣田 253	田	1,863			
桜林字惣田 254	田	1,480			
本川字堰中 257	田	2,925	所有権	第 33 条第 1 項	伊藤 與作 令和 6 年 12 月 27 日 死亡
本川字堰中 259	田	3,004			
本川字堰中 260	田	3,009			
本川字堰中 261	田	1,970			

農地法第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33 条第 1 項

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第 33 条第 1 項の農地について、同法第 33 条第 2 項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者（以下、「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して 2 か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。